

## 白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所「研究年報」に関する規程

第1条 この規程は、「白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所研究年報」（以下「研究年報」という。）の編集及び刊行に関して必要な事項を定める。

第2条 白梅学園大学・白梅学園短期大学子ども学研究所（以下「研究所」という。）は、研究所の成果ならびに研究所が支援を行った研究課題及び活動の成果を発信し、研究所における子ども学研究の興隆と発展を目的として、年1回発行する。

第3条 研究年報の運営、原稿募集、編集、刊行は研究所のもとに設置される年報編集委員会（以下「編集委員会」という。）が行う。

2 編集委員会に関して必要な事項は別に定める。

第4条 研究年報は、以下に掲げる記事を掲載する。

- (1) 研究所の活動に関する記事
- (2) 研究所から助成を受けた研究課題及び活動の報告
- (3) 所員、客員研究員及び嘱託研究員の執筆による論文・研究ノート
- (4) 所員の研究業績
- (5) 編集委員会が掲載を適当と認めた記事

第5条 前条に掲げる記事の掲載は、編集委員会の審議を経て決定する。論文・研究ノートは、編集委員会の審査を経て掲載する。

第6条 研究年報に投稿する論文・研究ノートについては、編集委員会が別に定める「子ども学研究所研究年報執筆要項」によるものとする。

2 投稿の申込み及び原稿の締切り日等は、所員総会において周知する。

第7条 研究年報に投稿できる者は、原則として所員、研究員、名誉教授または客員教授とする。共同執筆の場合は、第一著者が所員、名誉教授または客員教授である場合にのみ投稿できる。ただし、白梅学園大学大学院博士課程に在籍する院生は所員との共同執筆の場合に限り、第一著者として投稿することができる。

第8条 研究年報に投稿することができる論文・研究ノートは、研究上の一般的な倫理及び研究主題に関連した倫理を遵守したものに限る。

第9条 著者は、個人情報の保護への配慮等に十分に注意して原稿を作成しなければならない。剽窃はもとより、日本語または外国語による他の著作物から当該の言語のまま引用あるいは他の言語に翻訳して引用する場合であっても、第三者の著作権が侵害されることのないよう、最大限留意しなければならない。

第10条 この規程に定めるもののほか、研究年報の編集に関する必要な事項は編集委員会が定める。

第11条 この規程の改廃は所員総会の議を経て行う。

附 則

1 この規程は2019（平成31）年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は2020（令和2）年2月6日から施行する。

（2020年2月6日所員総会 承認）